

野田市・関宿町合併協議会

事務事業調整方針

目次

(1) 地方税の取扱い	1P
(2) 保険税、保険料の取扱い	2P
(3) 使用料、手数料等の取扱い	3P
(4) 組織・機構、窓口の取扱い	8P
(5) 補助金、交付金の取扱い	10P
(6) 保健福祉関係制度・事業の取扱い	21P
(7) 環境関係制度・事業の取扱い	46P
(8) 教育関係制度・事業の取扱い	56P
(9) 民生経済関係制度・事業の取扱い	69P
(10) 建設関係制度・事業の取扱い	86P
(11) 上下水道関係制度・事業の取扱い	96P
(12) 大字・字の取扱い	98P
(13) 広報広聴関係制度・事業の取扱い	99P
(14) 職員の取扱い	101P
(15) 慣行（市旗、市章、市歌、都市宣言等）の取扱い	102P
(16) 各委員会の取扱い	104P
(17) 附属機関の取扱い	105P
(18) その他事務事業の取扱い	112P

（注）（ 1 ）～（ 18 ）は合併協議会での検討の際の大項目番号。

合併協定書では「 6 」～「 23 」に相当する。